

苫小牧市公共交通協議会要綱

(目的)

第1条 苫小牧市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。また、苫小牧市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する事項及び連携計画の実施についても協議・検討することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号苫小牧市役所内に置く。

(事業及び協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (4) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認めること

(構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、別表1に掲げる15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 苫小牧市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者団体（バス協会等）
- (5) 一般旅客運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体（労働組合等）
- (6) 住民又は利用者代表
- (7) 北海道運輸局長又はその指名する者
- (8) 道路管理者、警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 1名

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

第5条 会長、副会長及び監査員は、前条第2項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 監査員は、協議会の会計監査を行い、監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年以内とし再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは報償金及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報償金及び費用弁償の額等は、苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年2月20日条例第4号）及び苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(要綱の改正)

第15条 この要綱は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

附則（平成25年6月5日第10条第2項及び別表1改正）

- 1 この規約は、平成25年6月5日から施行する。

附則（平成26年6月18日別表1改正）

- 1 この規約は、平成26年6月18日から施行する。

附則（平成27年6月10日別表1改正）

- 1 この規約は、平成27年6月10日から施行する。

附則（平成28年1月20日別表1改正）

- 1 この規約は、平成28年1月20日から施行する。

附則（平成28年6月13日別表1改正）

- 1 この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附則（平成29年6月28日別表1改正）

- 1 この規約は、平成29年6月28日から施行する。

附則（平成30年1月19日別表1改正）

- 1 この規約は、平成30年1月19日から施行する。

附則（平成30年6月1日別表1改正）

- 1 この規約は、平成30年6月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

委 員			
所 属	役 職	氏 名	備 考
苫小牧工業高等専門学校	環境都市工学科教授	下夕村 光弘	会 長
北海道大学大学院	工学研究院北方圏環境政策 工学部門 准教授	岸 邦 宏	副会長
国土交通省北海道運輸局 室蘭運輸支局	首席運輸企画専門官	辻 榮 敏文	
北海道胆振総合振興局 地域創生部	地域政策課長	水 井 啓介	
北海道札幌方面苫小牧警察署	交 通 官	河 野 浩 信	
北海道旅客鉄道株式会社	苫 小 牧 駅 長	佐 藤 浩 昭	
室蘭地区バス協会 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	事 務 局 代 表 (道南バス(株)営業部長)	長谷川 義郎	
苫小牧地区ハイヤー協会 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	会 長 (北海交通(株)代表取締役)	米 子 典 良	
苫小牧タクシーチケットサービス (一般乗用旅客自動車運送事業者)	会 長 (臨港昭和交通(株)取締役所長)	福 原 満	
苫小牧商工会議所	専 務 理 事	森 本 恭 行	監査員
苫小牧市社会福祉協議会	常 務 理 事	佐 藤 仁	
苫小牧市町内会連合会	副 会 長	八 島 恵 利子	
苫小牧市老人クラブ連合会	副 会 長	岡 橋 榮 治	
一般旅客自動車運送事業者 運 転 者 組 織 団 体	北海道地方交通運輸産業労働組合協議 会室蘭地区交運労協議長代理	工 藤 幹 彦	
苫小牧市総合政策部	部 長	福 原 功	

※合計 15 名